

【家賃減免（徴収猶予）申請とは・・・】

特別の事情があり、家賃の減免を必要とする場合に行う申請です。

【家賃減免が受けられる世帯】

- 収入がない世帯（収入が0の世帯）
- 生活保護により住宅扶助を受けている世帯で、住宅扶助金の最高額が支給されているにも関わらず家賃額が住宅扶助金を超えている世帯。
- 災害により容易に回復しがたい損害を受けた世帯
- 収入申告に基づき県で認定された※1 認定月額が52,000円以下である世帯。

※1 認定月額は、県から発行される収入認定通知書に記載されています。

ご不明な場合は、山梨県住宅公社住宅管理課までお問い合わせ下さい。

減免率は、10%、20%等、収入等に応じて県で決定いたします。

【提出書類】

No.	確認	提出書類	部数
1	<input type="checkbox"/>	県営住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書（公社窓口又は管理人により交付）	1部
2	<input type="checkbox"/>	生活保護法による被保護証明書（生活保護による住宅扶助を受けている者のみ）	1部
3	<input type="checkbox"/>	退職により世帯の収入が減少した場合は、離職票又は退職証明書等の証明書をご提出いただき世帯収入の再計算をした結果、認定月額が52,000円以下となった場合のみ減免されます	1部

※状況により、上記以外の書類を提出していただく場合もありますので、予めご了承下さい。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく収入が減少した場合の認定月額については、公社にご相談ください。
- この申請に基づき県で審査を行います。審査の結果、承認された場合の家賃は、申請のあった日の翌月から適用となります。減免される期間は、申請のあった日の翌月から当該年度末までとなります。

【お問合せ先】

山梨県住宅供給公社 住宅管理課 管理担当 TEL 055-237-1656